

東京都知事 石原 慎太郎 様

衆議院議員 石破 茂

平成24年9月18日

1. 尖閣諸島の現状認識について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、国際法的にも歴史的にも明白な事実であり、また我が国が現在に至るまで平穏かつ安定的な領有を続けてきたことも事実である。

しかるに、昨今、我が国の総合的な抑止力の低下に伴い、中国や台湾はその不当な領有権の主張を譲ることなく、違法な調査や上陸などを繰り返すに至っており、我が国としても、もはや従前どおりの領有の方法では、国際的に我が国の領有の正当性を担保しえない状況になりつつあると認識している。

ゆえにご指摘の通り、自然環境保護、持続可能な資源利用、漁業振興などの目的のための調査を粛々と進め、施設を設置し、尖閣諸島を我が国の責任において有効に活用しなければならないと考える。

2. 尖閣諸島の実効支配について

具体的には、まず地元漁業者からの要望の多い無線中継基地、船溜まりなどを設置し、安定的で安全な漁業活動を支援することが考えられる。その際、可能な限り有人化すべく、水・電気・ガスなどのインフラ整備を急ぐべきである。

同時に、ヤギの被害状況を早急に調査し、センカクモグラなど固有の生態系を保護する適切な体制を整備する。

中・長期的には、持続可能かつ適切な資源利用のための調査とそれを踏まえた資源開発、我が国公船も含めた船舶等の補給基地等の建設も視野に入れるべきである。

以上の通り、ご回答申し上げます。